

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（案）（参照条文）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2）4 （省略）

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（入港手続）

第十五条 （省略）

2 外国貿易機が税関空港に入港したときは、機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届、積荷目録、旅客氏名表（当該外国貿易機に旅客が搭乗する場合に限る。）及び乗組員氏名表を税関に提出しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3・4 （省略）

5 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機で外国貿易機以外のもの（公用船、公用機その他の船舶又は航空機のうち政令で定めるものを除く。以下「特殊船舶等」という。）が開港又は税関空港に入港したときは、船長又は機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、政令で定める事項を記載した旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出を求めることができる。

（出港手続）

第十七条 外国貿易船等が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、税関に政令で定める事項を記載した出港届を提出して税関長の許可を受けなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、政令で定める事項を記載した積荷目録、旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出を求めることができる。

2 （省略）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する

協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）（抄）

（入出港手続の免除）

第五条 公用船又は合衆国政府が所有し、若しくは借り上げている航空機で、合衆国により、合衆国のために若しくは合衆国の管理の下に、公の目的をもつて運航されているもの（以下「公用機」という。）には、関税法第十五条から第十九条まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、適用しない。ただし、同法第十五条第一項及び第二項に規定する入港届及び積荷目録並びに同法第十七条に規定する出港届は、提出しなければならない。

2 （省略）

3 第一項ただし書の規定により公用船の船長又は公用機の機長が入港届を提出した場合において、税関長は、関税法の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該船長又は機長に対し、旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出を求めることができる。

4 （省略）

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）（抄）

（申請等の指定）

第三条 情報通信技術利用法第三条第一項及び税関関係法令の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表に掲げる申請等とする。